



第三者行動規範

80年以上にわたり、レブロンは象徴的なブランドを構築し、化粧品業界のパイオニアとしてまたトレンド・セッターとして名声を確立しています。当社の成功は、私たちの価値観の直接的な結果であり、私たちが行うすべてのことにおけるインテグリティの証しです。

私たちは、私たちがどのように事業を遂行するかが、達成する結果と同じく重要であると信じる企業です。

当社のグローバルな成長は、当社のブランド、高品質の製品、そして当社のサプライヤー、ビジネスパートナー、その他第三者とのパートナーシップ、および当社が事業を行う地域社会への敬意に対する消費者からの信頼の上に成り立っているのです。とりわけ、私たちは当社の事業を、持続的に、責任を持って成長させていくという目標を設定しています。

レブロンおよびそのビューティー・ポートフォリオの傘下にあるすべてのブランドは、倫理的ビジネス慣行およびすべての適用法を完全に順守するよう取り組んでいます。また私たちは、当社製品およびサービスの当社ベンダーおよびサプライヤー、さらに当社の顧客およびビジネスパートナー、ライセンシー、第三者製造業者、エージェントおよびその他の代理人、コンサルタント、およびその他の第三者(総称して、「第三者パートナー」)も同様に重点的な取り組みを行うことを期待しています。

当社は、貴社が、レブロンと取引を行う条件として、当社とのビジネス関係に適用される範囲で、この第三者行動規範を厳密に順守することを要求します。さらに当社は、当社の第三者パートナーに、この第三者行動規範がその組織全体に伝達され、レブロンと共に仕事をするそのすべての従業員および下請業者に徹底されるよう適切な措置を取ることを要求します。

レブロンは、必要に応じて、その第三者パートナーと協力して、これらの人たちが第三者行動規範の意図と要件が完全に理解されることを確保します。

この第三者行動規範の違反を知ったり、懸念を抱いたりした場合には、Eメール (compliance@revlon.com) でレブロン宛に速やかに報告をしなければなりません。

法の順守

レブロンと取引をする第三者パートナーとして、貴社は最高の倫理基準の実践を期待されており、また貴社の所在国、および貴社がレブロンと、もしくはレブロンの代理として、または当社の製品に関連して、ビジネスを行っているその他すべての国で適用される法律、規定および規則を順守することが要求されます。これには、贈収賄防止、反トラストおよび反競争、データのプライバシーおよび保護、環境および安全衛生、労働および雇用、製品製造、製品の品質および安全性、輸出入、ならびに製品登録に関する法律が含まれますが、これらに限定されません。現地または業界の慣行が現地の法的要件より厳しい場合には、より厳しい基準に準じる必要があります。法律がこの方針の条項と矛盾する場合、サプライヤーはこの方針の基本原則を満たすよう努力する一方、法律を順守することが求められます。

レブロンは米国企業として、当社の第三者パートナーに対し、この第三者行動規範に概略が説明された、または別途書面で同意されたレブロンの事業または製品に関連する特定の米国の法の順守を要求することもあります。

会計帳簿および記録の正確性

レブロンは、当社の第三者パートナーに、レブロンの事業に関する正確な会計帳簿および記録を維持することを要求します。第三者パートナーに発生する費用に関しては、有効で詳細な文書による裏付けがあり、書面でその払い戻しが明確に確認されている場合またはその他レブロンから書面で事前承認を得ている場合を除き、その払い戻しは行いません。レブロンは、コンプライアンス確保のため、随時、当社の第三者パートナーの会計帳簿および記録の監査を要求することがあります。

反トラスト法および競争法

レブロンは、当社の第三者パートナーに、適用される反トラスト法および競争法を完全に順守して事業を行うことを要求します。これらの法律は反競争的行為を禁止し、消費者の利益のために自由かつ公正な競争を促進することを目的としています。禁止される行動には、自由な商取引、再販価格の維持、競合他社間での秘密情報の交換、共同行為による取引拒絶、違法な価格差別および支配的な市場地位の乱用などを制限する合意や理解が含まれますが、これらに限定されません。

贈収賄、腐敗および不適切な贈答

キックバック、賄賂もしくは不適切な贈答品または一切の種類不正利得の授受は固く禁止されています。レブロンは、当社の第三者パートナーに、米国海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法を含む反贈収賄関連法および規則を常に順守することを要求します。

これらの法律が定める義務に従い、レブロンは、当社の第三者パートナーが、直接的か間接的（第三者を介し）であるかに関わらず、レブロン代理としてまたはレブロンのビジネスに関連して、不適切な事業上の利得を取得もしくは保持するまたは公の行為もしくは判断に影響を及ぼすことを目的として、支払い、贈答、接待、食事、レブロン製品またはその他の有価物の提供を約束する、申し出る、それを行うことを固く禁止します。この禁止条項は、政府役人、職員または個人に対して提供される有価物にも適用されます。レブロンは、同様に、現地法で明示的に認められていない、また正式な領収書の裏付けがない支払いの処理も禁止します。

秘密情報／専有情報

貴社はレブロン第三者パートナーとして、レブロンとの取引上の関係によりアクセスが可能となるレブロンの秘密情報および専有情報を保護することが求められます。貴社は、自社の目的のためにかかる情報を不適切に使用すること、または許可されていない個人や事業体にかかる情報を不当に開示することを禁じられています。

データプライバシーおよび保護

レブロン従業員、顧客および消費者の個人データを閲覧、処理、または保管する第三者パートナーは、データプライバシーと保護に関して適用される法律および基準、ならびにデータプライバシーと保護に関する業界のベストプラクティスを順守し、かかる情報を安全に保護するため合理的で適切なあらゆる措置を取ることが求められます。

環境

レブロンは、現地および国のすべての環境に関する法律の完全順守を要求するとともに、その第三者パートナーが環境への影響を低減し、自らの成果を向上させるための行動を取ることを期待します。

安全衛生

レブロンは、レブロン[®]の第三者パートナーに対し、その従業員、請負業者、またはその他の労働者の安全かつ清潔で衛生的な労働条件を確保することを要求します。提供される居住用住宅などの貴社の施設は、最低でも、適用されるすべての安全衛生関連法および規則に準拠する必要があります。

人権

レブロンは、人権の保護に全面的に取り組んでおり、違法児童労働の使用、強制労働、およびその他あらゆる形態の人的搾取や労働者への容認不可能な待遇に強く反対します。すべての従業員は、敬意と尊厳を持って扱われなければならない、身体的、言語的、心理的または性的虐待や不正行為を受けてはなりません。当社は、人権を尊重し、従業員にとって公正な組織とのみ取引を行います。

レブロンは、当社の第三者パートナーが以下のいずれにも関与することを禁止します。

- 現地の法律で定められている強制労働、重労働、囚人労働の使用
- 児童労働の使用、または15歳（あるいは国の法律で許可されている場合は14歳）未満の者もしくは国で定めた最低就労可能年齢に満たない者のいずれか低い年齢の者の雇用
- 体罰およびその他精神的または肉体的懲戒処分の実施
- 性的およびその他による労働者への違法な嫌がらせの容認
- 人種、信条、肌の色、宗教、性別、性同一性、性的指向、年齢、民族的背景、国籍、市民権、障害、配偶者、パートナーもしくは家族の状況、退役軍人／兵役資格、家庭内暴力犠牲者、または法律で保護されているその他の特性に基づく差別

労働および雇用

レブロンは、当社の第三者パートナーに対し、労働および雇用に関する適用法の順守を要求します。レブロンは、以下を実践している第三者パートナーとのみ取引を行います。

- 法律上の最低賃金の支払い、現地の法律および一般的慣行に則った残業に対する報酬と給付の提供、給付支払いの違法控除の禁止
- 現地法に則った労働時間の採用
- 法律に従った結社の自由の尊重、組合をつくることおよび団体交渉を行う法律上の権利の承認および保護
- 従業員の募集、採用、配置、選択、研修、人材開発、昇進、異動、降格、懲罰、報酬および解雇に関連して均等な雇用機会を確保するという目標の推進

動物の人道的な扱い

レブロンは、当社の製品に関連する動物実験の使用を容認しません。法律によって義務付けられ、事前にレブロンに通知されている場合を除き、当社に供給する原材料に動物実験を実施したり、実施させたりしてはなりません。

品質および安全

レブロンは、製品の製造、ラベリングおよび流通に適用されるすべての法律を順守して事業を行い、当社の第三者パートナーにも、レブロン製品に関連して同様の取り組みを要求します。具体的には、レブロンは、当社の第三者パートナーが、そのそれぞれの業界で一般的な最良の製造・流通およびプロフェッショナルなサービス慣行に従い、レブロン製品(すべての構成部分を含む)の製造、包装、保管、発送、その他の取り扱いを行うことを期待します。

レブロンはさらに、当社の第三者パートナーに、製品の成分および安全性に関連して適用されるすべての規則を順守することを要求します。

規制

レブロン製品を販売する、またはレブロン製品を販売させる第三者パートナーは、規制、製品登録、および輸出入の要件がすべて満たされるようにするためレブロンとともに取り組む責任があります。

業務委託

当社の第三者パートナーは、レブロンに商品もしくはサービスを提供している、またはレブロンのビジネスもしくは製品に関係する自社の下請業者が、この第三者行動規範を理解し、それを実践することに同意することを徹底する責任があります。第三者パートナーは、この第三者行動規範または適用法に自社の下請業者による違反が判明するか疑われる場合、速やかにレブロンに通報する責任があります。

取引規制

レブロンは第三者パートナーは、自社が事業を行っている国で適用される取引規制／貿易条例を常に順守しなければなりません。さらに、貴社は、世界のどこで事業をしているかにかかわらず、レブロンはの事業またはレブロン製品に関連する米国の取引規制の順守が求められています。

レブロンはの第三者パートナーは、米国の通商関連法に従い、北朝鮮またはシリアと、またはこれらの国に対して、直接または間接的に事業活動(製品の製造、流通または販売を含みますがこれに限定されません)を行うことが禁止されています。また、キューバ、イラン、スーダンにおいて、またはこれらの国に関連して、いかなる事業活動も行うことが禁止されています。ただし、かかる活動が米国の通商関連法に準拠していることを確認し、レブロンから書面で事前承認を得ている場合はその限りではありません。

さらに、貴社は、米国政府の制裁対象として <https://sanctionssearch.ofac.treas.gov/> および <http://apps.export.gov/csl-search#/csl-search> で特定されている個人または事業体と、レブロンはの代理としてまたはレブロンはの事業に関連して、取引することを禁止されています。また、米国の取引規制により、レブロンはおよび当社の第三者パートナーはレブロンはの事業に関連して、オンライン (<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Pages/Programs.aspx>) で入手可能な各国ごとの制裁を順守し、米国政府によって認可されていないボイコットへの参加を拒否することを求められています。反ボイコットの順守に関する追加情報は、オンライン (<https://www.bis.doc.gov/index.php/enforcement/oac>) で入手することができます。

コンプライアンスの監視

コンプライアンスの監視を目的として、レブロンは、第三者パートナーに、デューデリジェンスまたは自己評価アンケートの実施、現地監査活動への協力、または標準となる監査プロトコルに従い直近に実施した監査証明(判明事項をすべて記入後)の提出を要求することがあります。

貴社または貴社の従業員、エージェント、下請業者のいずれかがこの第三者行動規範または適用法に違反した疑いがあれば、速やかにレブロン・コンプライアンス部門(Revlon Compliance)に報告しなければなりません。レブロンはのビジネスに関する貴社の従業員、エージェントおよび下請業者がこの第三者行動規範を理解し、順守することを確保するのは貴社の責任です。

この第三者行動規範または適用法の不履行(この第三者行動規範または適用される法律に対する違反の疑いを速やかに報告する義務の不履行を含む)は、レブロンはが、以下を含むがこれに限定されない適切な措置を取る根拠となります: 是正措置の実施、一部もしくはすべての注文またはその他継続中の取引の取り消し、不適切もしくは許可されていない手数料や経費の支払いもしくは払い戻しの拒否、および／または実行可能な法的措置もしくはその他の救済措置の実施。

この第三者行動規範は定期的に更新され、以下のサイトにオンラインで、追加言語版とともに提供されます: <https://www.revloninc.com/suppliers/code-of-conduct> この第三者行動規範に関するご質問は、Eメールで Revlon Compliance (compliance@revlon.com) まで直接お問い合わせください。

REVLON COMPLIANCE

844-718-6403
+1-704-916-0601
compliance@revlon.com

